

平成30年度 第2回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成30年10月17日（水）

9時30分～12：00

場 所 長野県庁 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

○事務局 藤本技術管理室長

皆さん、おはようございます。朝早くからありがとうございます。

第2回長野県公共事業評価監視委員会の開催に当たりまして、事務局からということで、紹介いただきました技術管理室長の藤本済でございますけれども、一言、あいさつを申し上げます。

永藤委員長さんを始め、委員の皆様におかれましては、公私とも大変ご多用のところ、当委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、7月24日と31日に来ていただきました現地調査、2日間にわたりまして皆様にご参加いただいて、非常に移動も長く大変だったと伺っておりますけれども、計8箇所、現地を見ていただきました。改めて御礼を申し上げたいと思います。

さて、本日は第1回の委員会において抽出していただきました箇所につきまして、前のご審議及び現地調査を踏まえましてこちらから、それぞれの課長から追加のご説明をさせていただいて、更にご審議を深めていただく、そういった予定でございます。

委員の皆様、それぞれ恐縮でございますが、どうか忌憚のないご意見をお願い申し上げます。私から、簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いをいたします。

3 議 事

○事務局 青木主任専門指導員

3番、議事に入るわけですが、最初に資料の確認等をさせていただきます。

本日の会議は議事録をホームページで公開する会議となっております。事務局が作成しました議事録を出席者の方に確認をいただいた後、ホームページにアップさせていただきますので、ご承知おきいただけますようお願いいたします。

それでは、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。レジュメの資料をめぐっていただいて座席表がございますが、記載の永藤委員

長さんを始め、9名の委員の皆様をお願いしたいと思います。その中で高瀬委員さん、本日は途中で退席ということでございますが、よろしくをお願いしたいと思います。

それから足立委員、石川委員、藤澤委員さんにつきましてはご欠席ということでよろしくをお願いしたいと思います。

次に資料のご確認をお願いいたします。お手元に青緑色のファイルで閉じさせていただいているものを改めてご確認をお願いいたします。

ファイルの表紙をめくっていただきまして、赤いインデックスがあると思いますが、こちらに配布してあるのが本日の資料となります。1枚目が本日の次第でございます。第1回委員会におきまして審議案件として抽出箇所の一覧を示してございます。2枚目は、先程、申し上げました本日の座席表でございます。ご確認をお願いいたします。

3枚目以降10枚目、こちらは資料6となっております。事後評価結果等のフィードバックの仕組みづくりについての資料でございます。11枚目から13枚目が資料7になります。新規評価分の南牧野辺山の様式2、次は新規評価シートの修正、頭首工からの経路を修正した資料と様式3-1、新規評価優先順位評価シートの修正でございます。

14枚目から17枚目が資料8になります。新規評価の「県営住宅大萱団地」の様式2、並びに様式3-1は修正でございます。あと、現地調査時に請求のございました追加資料でございます。

資料9をお願いします。18枚目から20枚目でございます。事後評価「社」で、様式6-1、今後の取り組み及び同種事業への活用と課題についての修正資料と、様式6-2、現状・課題、改善策の追加資料でございます。

最後でございますが、21枚目から23枚目が資料10でございます。現地調査時に質問がありました質疑応答をとりまとめたものです。

また、現地調査と示したインデックス資料が、8月24日と8月31日の2回で行った現地調査の行程表と、現地で配付しました資料を綴っております。本日の資料は以上のおりになります。資料はよろしいでしょうか。

よろしければ議事に入らせていただきます。以降の議事進行につきましては、永藤委員長さんをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○永藤委員長

それでは、皆様におかれましてはご多忙中のところ、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

8月8日の、先程ございましたけれども、第1回の委員会で詳細審議の箇所を決定していただきまして、その後、皆様も御存じのとおり、24日と31日に詳細、審議対象箇所の現地調査を実施させていただきまして、本日はその個別箇所の詳細審議ということで今日は網掛けのところをやります。

とても今日はいろいろな意味において、意見書を取りまとめるための重要な審議となりますので、また忌憚のない皆さんの意見を、どうぞおっしゃっていただければと思います。今日は新しい、いろいろな取り組みもありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今回は、議事に入ります前に、運営要領の第4に基づく、議事録署名委員を2名指名させていただきます。今回は加々美委員と北村委員のお二人にお願ひしたいんですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、よろしくお願ひいたします。

4 議 事

○永藤委員長

お手元の次第に沿いまして議事を進めてまいります。全体的な進め方についてですけれども、次第のペーパーの右側の審議予定案件を一覧にした資料をご覧ください。

当委員会で詳細審議箇所については第1回の委員会において抽出いたしました、お手元のとおり、再評価3箇所、新規評価3箇所、事後評価3箇所の合計9箇所です。このうち、本日の委員会は、先程言いましたけれども、網掛けで示している再評価の2箇所と、それから新規評価の2箇所、それから事後評価の1箇所の審議を行いたいと思います。

また次回の第3回委員会においては、再評価の残り1箇所と、新規評価の残り1箇所と、事後評価の2箇所の審議を行って意見書の作成に入りたいと思います。

その後、最終の第4回委員会では、その意見書の取りまとめを行いたいと思いますけれども、そんなような流れでよろしいですか、どうでしょうか、よろしいですか。

それでは本日の議事において抽出した箇所ごとに補足の説明などをしていただき、その後、質疑の時間を取って意見を整理したいと思います。

それでは審議に入ります前に、第1回委員会で内川委員から意見のありました、事後評価結果等のフィードバック方法について、事務局から説明をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局

事務局、技術管理室、企画班の大澤と言います、よろしくお願ひいたします。

私からは資料6を使いまして、事後評価のフィードバックについて説明をさせていただきます。失礼ですが、座らせて説明をさせていただきます。

先程、永藤委員長さんからも説明がありましたけれども、内川委員を初め過去に委員の皆様から、PDCAサイクルを回して、公共事業の更なる効率化を図るため、事後評価などの結果を新規評価にフィードバックする仕組みづくりについてご意

見・ご要望をいただいているところでございます。このため、関係各課と検討をいたしまして、今回、対応案を提示させていただきます。

まず、フィードバックするための仕組みについて、こちらは新規評価時に過去の事後評価の結果などを把握すること、そしてその参考となる事項を確実に反映させる仕組みというものが必要になってきます。

資料の6をお願いします。こちら課題整理表ですけれども、1つ目として、過去の評価結果を一覧表にまとめました。容易に評価結果などが把握できるようにします。

こちらの記載の内容ですけれども、事後評価シート、様式6-1というものがありますが、その中で「今後の取り組み及び同種事業への活用と課題」の欄の記載を事業工種ごと、それから実施年度順に取りまとめたものでございます。更に、この表の記載だけでは不足する箇所もあると思いますので、この地区名のところをクリックすると、過去の評価シートが表示されるようになっております。

また、表の中程にキーワードというものがありますが、キーワードを設けることによって絞り込みの検索もできるようにしてあります。また、網掛け部分がありますが、こちらは箇所ごとに委員会時の委員の皆様から出た意見について記載をさせていただきます。

それから、資料が飛びまして6枚目をご覧ください。1枚目から5枚目までについては、同様の内容です。6枚目、2つ目としまして、新規評価に過去の評価結果を確実にフィードバックするため、課題整理表の番号を記載するような格好になっております。シートの左側、計画事業、その下段付近に網掛けしてありますけれども、こちらに箇所の番号を記入する。そして右側の一番下ですけれども、その具体的な内容についても記載するようにしてあります。

7枚目をお願いいたします。こちらの評価シートの一番下、計画熟度、に網掛けをしております。PDCAの項目を設けて点数にも反映するようにいたしました。全体の割合とすれば5%程度になっております。

対応案の説明については以上のとおりですけれども、このことを行うことによりまして、公共事業の効率化を図っていきたいと考えております。また不明な点やご意見などがありましたら、お願いいたします。

そして、今回了解していただいた場合、早期に対応したいということで、平成31年度の公共事業評価から実施していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ただいまの説明にご質問がございましたらお願いいたします。どうでしょうか、なかなか素晴らしい画期的なことをやっていただいたと思います。どうでしょうか、皆さんから。内川委員どうぞ。

○内川委員

それでは私から。当初、再評価のみだったものから、新規評価、事後評価が加わって以後、適切なフィードバックシステムというのは、この評価監視委員会でも何度か話題に上ってきて、口頭でやりますという話でしたが、仕組みとしてもぜひやっていただきたいということを申し上げてきましたが、なかなかそれが実現していなかったというのが正直なところだと思ひまして、今回、こういう形でご対応いただいたということで感謝を申し上げたいと思ひますし、また、内容的に非常にきちんとフィードバックがかかるような仕組みを作っていたので、高く評価できるものではないかなと感じました。感想みたいな感じですがけれども、ありがとうございました。

○永藤委員長

他の先生方はどうでしょうか、委員の方々。酒井委員。

○酒井委員

質問ですけれども、新規評価シートの中で評価の視点のところにフィードバックして入れ込まれるということは、その評価の対象自体に、過去の例を踏襲してというか、確認してこうすべきというのが入ることになるということでしょうか。

○事務局

ご質問のとおり、反映されるということになります。

○酒井委員

では、そこでの評価A～Cが、過去の分をこのように生かして反映させている計画なので、その部分を評価するというビジョンになるということですね。ありがとうございました。

もう一つ、一番初めの1ページから書いてあるところのキーワード、こういった形で抜き出せるようになると非常にいいと思うのですが。

おそらく1～20ぐらいあると思うのですがけれども、ここで大体の予測はつくのですが、実際の1～20はどういう場面になっているかは、今の時点ではちょっと分からないので、できれば1～20の一覧をいただくと非常に分かり易かったかなと思ひます。

○事務局

大変申し訳ありませんでした。実際にはその一覧表を付けるつもりでございました。

○酒井委員

分かりました。

○永藤委員長

どうでしょうか、画期的な内容なので、意見が多いようですけれどもどうでしょうか。高瀬委員どうぞ。

○高瀬委員

高瀬です。総合評価の立場で、点数を入れるシートのところを追加していただいている、この事業評価のフィードバックの、このPDCAも、例えばAの事業評価に同種業種等の結果を反映させているというのは、どの程度のことを指しているのでしょうか。結果というのは、何かすごく抽象的で分からないのですけれども。

○事務局

これから始めることなので、どういったものが浮かび上がってくるのかというのも、内容によっても変わってくるので、これについては少し時間をいただければと思っております。

○高瀬委員

同じようなことをやれば良いということではないという気がするので、かといって、そうすると、狭くし過ぎると、ここに当てはまらなくなると、1や2、ABCじゃなくて、3番目になってしまうというようなことが、最初から当てはまる部分はないのではないか、そういう部分を少し取って。

○事務局

ご意見、ありがとうございます。

○永藤委員長

特にこの最後の評価経過を、PDCAについては継続審議ということで、そちらの審議でよろしいですか、よろしくをお願いします。

○内川委員

今、高瀬委員さんからもあったようなこともありますし、今後、来年度以降、またスタートしてから、この仕組みは随時また、検証という形だとは思いますが。

1点だけ、これはもうこの形で結構だと思いますけれども、またそういう検証の中で考えていただくことなのかなと思うのですが。結局、事後評価自体が、実際、ご担当をされた方が直接書くわけではないのかもしれないということがあるかなと思ひまして、つまり何年か後に事後評価がかかるといった時に、直接的にどういう点がフィードバックすべきかということ、当該担当者以外の方が書く可能性が今

のところ高いかなと思いますけれども、事業の中でうまく書く形になっているよりいいのかなと感じていますので、またそういうことも、今後で結構ですけれども、ご検討いただけたらいいのかなとは思っています。

○永藤委員長

よろしいでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

○永藤委員長

そのとおりですね。それではよろしいでしょうか。

それでは、次に移ってよろしいでしょうか。では、よろしく願いいたします。フィードバックについては、よろしく願いいたします。

(1) 平成30年度公共事業再評価箇所の審議

①砂防事業 (砂) 海岸寺沢 東桐原

○永藤委員長

それでは、次は議題1の平成30年度の公共事業再評価箇所の審議に入りたいと思います。1番の東桐原について、担当の砂防課から説明をお願いいたします。

○砂防課 細川企画幹

砂防課の細川と申します。東桐原、松本市の再評価でございますが、8月31日に現地を見ていただきました。ありがとうございました。

当日ご意見をいただきました点について、本日の資料の質問意見等、回答内容をベースにご説明をさせていただきたいと思っております。

スクリーンに海岸寺沢周辺の航空写真を写しておりますので、前回から使用しております様式1と合せてご覧ください。

まずは、この資料の1番です。事業進捗率は47.5%、これにつきましては、先程の資料の中で1ページに記載させていただいております、これは事業費ベースで47.7%でございます。

これは平成30年度末の資料でございます現在、現場を見ていただきましたのは29年工区が終わった段階でございます。30年の工区につきましては、今年度に債務負担行為を設定して発注したところでございます。その点から行きますと、実際の現場を見ていただいた進捗率は、概ね30%程度になります。この写真【写真2】は現場が映っておりますが、現地において溪流の右岸側を見ていただいた時の状況でございます。

本年度は引き続きましてこの写真の手前側、左岸側になりますが、こちらの工事を行ってまいり、進捗率47.5%を目指すものでございます。

2番目としまして、「土砂流出の場合、どの範囲まで広がるのか」ということで、現地で海岸寺沢の現場、下流の流路工などをご覧いただきました。これ【写真1】は海岸寺沢の航空写真になります。図中、砂防堰堤と書かれた赤着色箇所のところは砂防堰堤の位置で、その黒い点々のルートは現地に行っていた道路でございます。この赤色が特別警戒区域、それから黄色が警戒区域になります。この写真の左下に県道が通っております。これが想定しております土砂流出の範囲でございます。

それから3点目、「海岸寺沢に流れ込んでいる水量は少ないように思うが、どの程度か」ということで、現地調査時には「このところ雨が少ないため、いつもより少ないと思うと、土砂や流木の捕捉量で、堰堤の規模を計画する、また水が流れる箇所は少ない」という説明をさせていただいております。ここの計画流量でございますが、12トンでございます。これで比流量にいたしますと、1 k m²当たり20トンとなります。

一般的にですが、やはり砂防で工事する溪流というのは、普段は水は流れませんが、0.64 k m²の流域ですので、大雨、特に最近の集中豪雨を見ますと、一時に水位が上がるケースがございます。それに対する計画により堰堤を造るということでございます。

それから4点目、薄川と女鳥羽川とはどのような位置関係かということで、これはスライド【写真4】で説明させていただきますと、ここが海岸寺沢です。ここは薄川の支川になります。薄川が流れてまいりまして下流で田川と合流いたします。田川と合流した後に女鳥羽川と合流するという位置関係になってございます。

5点目、「海岸寺沢は薄川までどのような様子か」ということでございますが、現地を車で見ていただいたのですが、これ【写真5】が堰堤下流から薄川の間現在の整備状況でございます。砂防設備といたしまして護岸工、それから床固工、それから市道の横断部分についてはボックスカルバートで施工しております。

続きまして6点目、「立ち木が倒れ、山が荒れているような、所有者は地元か、整備はしているのか」ということでございます。この堰堤周辺は必要な土地を用地買収させていただきまして県が管理しております。この残流域につきましては所有者がこの山辺地区の住民の方でございます。堰堤が完成した段階に、やはり堰堤が完成しただけでは絶対安全とは言えませんので、その対策といたしまして、森林の整備と申しますか、そういうところも含めた事後の説明会を開催して、取扱説明書のような趣旨を周知してまいりたいと考えております。

それから同様に、森林税を使わせていただくということでございますが、やはり森林税の趣旨からは、管理者がいる場合なかなかそういう申請はできませんので、先程も申しましたが、所有者の皆様にも、そういうご説明をさせていただくことを考えております。

それから8点目の法面の木柵やシート張りでございますが、斜面、この写真【写真3】は切土をしたところでございます。特に緑がシート張り部分ですが、これにつきましては降雨による斜面崩壊、夏になりますと有害鳥獣が斜面を荒らしますので、それを防ぐために植生化を促進するために植生シートを施工させていただきまして、ちょっと勾配が急なところにつきましては、木柵を使用して崩壊を防ぐようにしております。

現地調査時の質疑応答に関してのご説明、全体の説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。それではご質問、ご意見がございましたら、委員の皆様、お願いいたします。どうぞでしょう。

○島田委員

すみません、現地を見て、本当に数mぐらいの溪流で、堰堤というのはあそこまでですよという説明を受けまして、ものすごく大きいなという印象がありました。計画流量12tというお話だったんですけれども、これというのは、その後ろに広がっているその流域の中で崩壊があった場合、その崩壊する土砂の量とかの推定があって、それを全部受け止めるために必要な規模だというような理解でよろしいですか。

○砂防課 細川企画幹

委員のおっしゃるとおりでございます。流域面積0.64k㎡でございまして、水に関しましては、12tですが、目的はやはり土砂を捕捉するということでございます。計画流出土砂量が、堰堤の規模を決めるための土砂量でございまして、約19,000m³と計画しております。

0.64k㎡の流域面積で19,000m³ということですが、単位面積当たりの土砂量は、概ね25,000m³/k㎡ぐらいになりまして、過去の災害の状況からしましても、そんなに異常な数字ではないと思われまして。

○島田委員

ありがとうございます。近年こういった施設の維持管理ということもすごく課題になっていると思うのですけれども、何か砂防堰堤の維持管理というと、目視による点検とか、他にも何かありますか。そして、例えば地元の方達が、その維持管理で協力できるということはあるのですか。

○砂防課 細川企画幹

維持管理につきましては、砂防事業に関しましても施設の長寿命化計画を策定して、計画的に点検を実施しております。具体的な点検ですが、コンクリート構造物

でありますので、目視点検を主体として進めております。

この進め方ですが、いわゆる委託業務によって行っておりますが、6月の土砂災害防止月間とか、特に梅雨、雷雨時期には、長野県砂防ボランティア協会というのがございまして、そのボランティアの皆さんの協力も得て点検をしております。

それから、地元の皆さんのご協力ですが、これは、本当に大変だと思うのですが、長野県に限って言えば、砂防というものが地域に根づいているところがございまして、割と地域の方から「これだけ土砂が溜まっているよ」といった情報もいただいています。私どもも巡視をやっていますが、それ以上に地域の方からの要望とか情報提供が、施設の状況把握に役立っており、これは大変ありがたいと思っています。

○島田委員

分かりました。地域に安全・安心をもたらしてくれるすごい大きな構造物であり、お金もいっぱいかかっているし、やはり地元の人達にとつたらすごく貴重な財産だから、本当に大切にしていって欲しいなというところで、その地元の方々から積極的に日頃の点検というか、そういう情報も上がってくるということでとてもいいなと思いました。ありがとうございます。

○永藤委員長

ありがとうございます。他に、委員の皆様ご意見ございますでしょうか。

○加々美委員

先程の森林税の部分ですけれども、工事が終わったら、周辺の森林に対して説明会を行うというようなことをおっしゃいました。ダム自体は建設部の事業かもしれませんが、隣接している森林は林務の担当事業だと思います。

森林税も直接的にダムに関して使うというわけではなく、ソフト面のサポートとして説明会の時に、地元の人に整備しないと、今後、ダムに影響があるからしてくださいと説明をし、その際、おそらくお金もないし、個人所有の森林としてではなく、地域財産という考え方で森林税の活用方法がありますという説明も一緒にしていただけるといいのではないかと思います。

森林税の中にも減災、防災の利用を、地域で維持するというような、税金も今、出ていますので、地域の方が見回りとか、関心を持っていただくようになれば、おそらく森林税を使ってみんなで、その森も含めて一体となって、その辺の維持管理を進めて欲しいと思っています。

○砂防課 細川企画幹

貴重なご意見をありがとうございます。森林税は林務部で所管されており、積極的に広報されておりますが、建設部もそういう点で色々出来ることもございますので、周知させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○永藤委員長

他によろしいでしょうか。酒井委員。

○酒井委員

確認ですけれども、今、現地調査の結果のところの質疑のところに対応していると思うのですが、これは議事の再評価箇所のその1番の審議に入っているという認識でいいですか。

○永藤委員長

何でしょうか。

○酒井委員

今、この話をしているところは、議事のところの再評価箇所の審議の1番の砂防事業のところの説明にもう入っているという状況で、いいですね。であれば、ちょっと質問がありますが。

1番の今、お話しいただいている案件はそもそも評価対象の事由のところ、その他の枠で、事業採択後10年間を経過することが見込まれる事業というものになっているかと思えますけれども。

この次にお話をいただくであろう、2番の河川事業の内容について、どこで聞いていいかなと思ったのですが、これのB/Cを出すときに、今お話しいただいているのがB/Cの根拠のところのデフレーターが平成29年2月のものになっていると思います。で、次のお話は平成30年のものになっているかと思うのですが、この平成30年2月のデフレーターの問題、間違いの部分の問題等があったかと思うんですけれども、それは県の事業の場合、修正なり何なりの反映をしているものでしょうか。

つまり、何をどうしたいかという、平成30年2月の、今年の2月のデフレーターに一部、数値の間違いがあって、そこから先に使ったものに関してはそれを修正し直すという作業が国でされているかと思えますが、同じ、根拠を使用しているとすると、県でもそういった問題が起きているのかなというのを知りたくて確認をしたいのと、もう1点は、5年毎の再評価の場合はこのタイミングでB/Cを計算するので、平成30年2月のものになっていますが、その他の理由でここに上がってきているものについては、その前の年のものを使っているというのは、そういうものなんですかという確認です。

○砂防課 細川企画幹

すみません、これについては砂防課の被害、他もそうですが、記載が29年2月になっておりますが、これは記載間違いで、平成30年2月ということで、各事業が同

じという形かと思います。

○酒井委員

では、ここに上がってくる時に、最新のもので計算し直して上がってくるということですね。

そもそも、その30年2月のものに数値的な間違いがあつてというのに関しては。

○事務局

事務局から申し上げます。各事業いろいろございますけれども、使っているのは平成30年2月ということで、それぞれ誤ったものを見直した形で整備していくというものになります。

○酒井委員

そうすると、平成30年2月の数値に間違いがあると分かったのは、この夏のことだったということで、私、中部地方整備局の公共事業の関係もやっていますが、4月からの案件で、一たん審議にかかったもののB/Cの計算が変わってくるので、その案件、数値を新しく作り直したもので、もう一回確認を取ってくださいという連絡が先日来ました。

ここ1カ月、2カ月ぐらいの話であつたと思うので、国でそういう対策を取っているということですが、同じものを材料として使っているとすると、県でも同様の問題が起きているかなということを確認したくて、今、質問した次第です。ただ、詳しい事情のところは私が知っている話ではないので、どうなっているかなんていうのをもし、この後でも分かれば教えてください。

ただ、数値として、そこまですごく大きく変わっているというのではなくて、審議案件の中身が大きくすり変わるということではないけれども、数値としてはやはり変わってしまうので、変わった結果のB/Cをもう一回確認してくださいという依頼が来たということなので、もしあつても同様な事情にはなるかなと思うのですが、そういったことが分かれば教えていただきたいと思います。

○砂防課 細川企画幹

今、実は、ここに事業課は河川課さんになっておりますけれども、その対象内容については直しているということです。ただ、それ以外の事業につきましても、今後点検いたしまして、どのような状況か、しっかり確認してまいります。

○永藤委員長

いいですか、ではそれは。そういうことで、B/Cについてはそういうことで。他にご意見はありませんでしょうか。

○高瀬委員

今、B/Cのところで見つけたのですけれども、事業全体と残事業のその費用の部分について、今、進捗状況で50%近くまで使っているのに費用がこのような数値になるんですか。

事業全体の費用の合計が5.46億円ということで、残事業が5.75億で半分使っていて、幾ら計算しても違うというか、こんなことになるのでしょうか。そもそも事業費が全体で8億円あるという・・・。

○砂防課 細川企画幹

P1-2のページのCの部分、全体が5.69億円、それに対して残事業が5.08億円でございます。

これにつきましては、事業全体の場合は5.・・・、当初計画の年次で足しております、残事業が評価後以降の金額を合せて考えております。

○高瀬委員

残事業の場合は、今まで使った分はもうありません、入れませんね。そもそも、総事業全体事業費が8億あるうち、事業費が5.42、事業全体が。当初でも7億4,000万円を5.42で割って、この数字になる・・・

○砂防課 細川企画幹

すみません、後程お答えさせていただきます。

○永藤委員長

では後程でいいですか、高瀬委員の説明。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろな意見が出ましたけれども、先程、出ました各委員からのご意見は、委員会として意見書に付すことになっておりますけれども、再評価案そのものについての反対のご意見というのはどうだったんでしょうか、無かったと思いますが、どうでしょう。

この箇所の県の再評価案である継続ということについてはどうでしょうか、妥当という判断でよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり。

○永藤委員長

では、そういうことで、妥当ということで判断させていただきたいと思います。それでは次、よろしく願いいたします。

(2) 平成30年度公共事業再評価箇所の審議

②河川事業 (一) 奈良井川他 島内～笹部等

○永藤委員長

2番の島内～笹部等について、担当の河川課から説明をお願いいたします。

○河川課 小松企画幹

河川課で企画幹をしております小松と申します。よろしくお願いたします。

それでは、先程の砂防課と同様で、概要につきましては第1回目でお話をさせていただきましたので、本日は現場をご覧いただいた時にいただいたご質問、ご意見について補足の説明をしながらお話をさせていただきたいと思っております。資料は画面をご覧いただきたいと思っております。

まず表紙ですが、若干PRですけれども、奈良井川支川の女鳥羽川でして、この事業の中で改修をした河川でございます。今、写真で見えている橋梁が千歳橋という橋で、あの橋を写真で右方向に行きますと突き当たりが松本城で、あと白壁の建物が川沿いに見えていますが、縄手通りの裏側が見えている状況でございます。

河川改修ですので治水事業、治水目的でやっているものでございますけれども、場所によっては、常設というわけにはいきませんが、イベントの時には川の中を写真のように使っていたり、あとは松本といいますと「さんくろう」というんですか、この辺では「どんどやき」になるのですが、そういった時も、川の中を利用していただいているような状況でございます。若干、PRをさせていただきました。

それでは、現地調査でございますけれども、画面に出ております概要図の中で赤く囲んでございますが、8月31日の現地調査を、本川の奈良井川で、一番大きい支川の田川の上流の直下流の現場を見ていただきました。幾つかご質問とご意見をいただいているのですが、1点目。この地点で流下能力というのはどのくらいですかというようなことでございます。

出ております画面の下にグラフがございます。このグラフをご覧いただきたいと思うのですが、縦軸は目標としている流量に対してどのくらいのパーセンテージを持っているのかを表しております、横軸は左側が下流で右側が上流という形になります。水色で、下に塗ってある部分はもともと改修前にその地点が持っていた流下能力、例えば、下半分は、一番上に計画流量と書いてございますが、2,300トンという目標に対して、50%と書いてあるところがありますが、それが2,300の半分ぐらいの流下能力だと。黒く塗ってあるのは、改修によりまして流下能力を上げた部分になっております。ですから下のグラフでいうと黒く塗ってある部分が、目標どおりの流下能力になさされていて、上の概要図で見ますと青く塗ってあるところとなります。

黄色く塗ってある部分は、これから改修をいたしまして流下能力を向上させていく部分という形になります。現地を見ていただいたところが赤い丸で記載してありまして、この地点については、目標の2,300トンに対しまして65%程度、約1,500トン程度の流下能力を今、持っていて、あと800トンぐらいの能力を上げていくというような形になってございます。

現地調査をしていただいた地点では、今、護岸、築堤部分の整備をしておりますが、その整備が終わった後、写真で今、白く映っていますが、この劣化している部分を掘削して流下能力を上げていくことになります。

次に現地でご質問をいただいた2点目といたしまして、護岸に草木が繁茂しているけれども、これは伐採したほうがいいんじゃないかというようなお話をいただきました。

少し、工法自体は見直しをしなければいけないなと思っておりますけれども、現状の構造を若干お話しいたしますと、多孔質型のブロックを使っておりますが、この部分に関して言いますと、その土で造った堤防の表面にコンクリートでできた二次製品のブロックを連結して張っていくというような工法を取っております。堤防自体がしっかりとした堤防ですので、流速の遅いところであれば土手のままでもいいのですが、この場所では勾配があって流速もありますので、土手のままではいけないということで侵食防止といえますか、そういう意味でコンクリートブロックを張っているというような現状になっております。

一般的に、見ていただくとブロックと申しますのが写真の右側に出ておりますけれども、ちょっと違う構造と申しますか、考え方が違ってございまして、構造的に言いますと、護岸のところに、ホームベース型に下がこうずっと並んでいるのが製品としてあるブロックになりまして、そのブロックとブロックの間に三角形のすき間が出てくるんですが、その部分についてはコンクリート、生コンを充填してブロックを積んでいくような、一般的な工法になっております。

先程の、その現場をご覧いただいた奈良井川のところは護岸自体に強度を求めないものでしたので今のような工法を取っておりますけれども、現場でご指摘をいただいたように、これからはやっぱり維持管理のことも考えていかなければいけない時代でございますので、そういったことも含めて、構造についてはまた検討をしていきたいと考えております。

ちなみに、昨今は護岸も緩傾斜ではなくて、できるだけ立てて川底の幅をしっかりと、取りながらやっていくと。動植物の生息環境は、川の中で処分するとういことで、護岸については景観等に配慮して、その場所に合ったものをしていきたいと思いますというような方向性になっております。

左側が先程、表紙で出てきた女鳥羽川の一部で使っているものでありますし、右側は田川ですね。現場を見ていただいた箇所は少し上流になりますけれども、ここに石積み風の製品を使ったりして護岸整備しているという状況でございます。

それからもう1点、土砂の堆積についてご意見をいただきました。その状況を、

ご説明させていただきたいと思います。

これは支川の田川で、比較的下流の方でございまして、堆積してしまっているところも、全体の中でもございます。これも同じ田川で堆積をしているという状況です。

一方、今、先程見ていただいた堆積している箇所の上流になりますけれども、場所によっては河床が下がりがちで、この筋状に見えている、コンクリート等が見えていますけれども、これが当時、護岸を積んだ時の土台の部分が見えているということで、計画で行きますとその護岸よりも、ちょうど1mぐらい、縦断方向に草が生えているあたりまでは、本来は土が被っているところになります。

区間の全体の中で下がる場所もあれば上がる場所もあるという形で、出水等があれば、また様子を変えながらというような状況になっております。

こちらの河床低下をしている状況で、右岸側ですか、ブロックの向こう側のところについては大分、河床が下がってしまっていて、右下の写真、点線が入ってしまっていますが、若干クラックが入っている形になってしまっている状況でございます。こういったところの改修については交付金事業を活用してやらせていただいておりますが、いわゆる維持管理の範疇になりますと、交付金ではなく県の単独費を使って対策をしていくという形になります。この箇所ではとりあえず根継(ねつぎ)というような形で、前面にコンクリートを張りまして、護岸自体がこれ以上、侵食されて壊れないような形にという箇所になります。

また、堆砂につきましても全体の状況を見ながら、対策をしております、写真でご覧いただいているように土砂を運び出しているような状況です。

牛伏川も同じ奈良井川の支川になりますけれども、ここはかなり土砂や立木があります。放っておくとこのようになってしまいうんですけれども。対策をして、このような状況にしているところです。

それから支障木については、現場をご覧いただいた奈良井川の上流ですけれども、かなり広い範囲で、立木がこの様な状態になってしまうわけですけれども、ご覧のような形で、立木の伐採をして水害の原因にならないようにしております。

一応、現地調査でご質問いただいた内容については以上でございます。今年も6月末に大きな、全国的に災害が大きく出た中で土砂の堆積ですとか、流木が悪さをして被害を拡大させたというようなお話もありまして、県として、県単独ではなかなか予算的に厳しい状況ではありますけれども、現地の状況をしっかり把握する中で、維持管理もしっかりやりながら、改修も進めてまいりたいと考えております。本日の補足としての説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございます。それでは皆さんご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○内川委員

護岸に草木が繁茂しているということ、意見を申し上げたのは私ですけれども、先程、環境配慮型に今、取り組んでいるのだけれども検討したいということで回答をいただきましたが、そこは誤解の無いようになんですけれども、環境配慮型そのものがいけないと言っているつもりは毛頭なくて、維持管理等、地元とかを含めてできる体制とかそういうことを確認しながら、もちろんできるところは、やるほうが望ましいとは思っております。ただ、できないという事情も、高齢化とかいろいろな状況がありますので、きめ細かに対応いただければという、そういうつもりです。ですので、よろしくお願いします。

○河川課 小松企画幹

先程、砂防のところでもお話しありましたけれども、河川に関しましても地元の皆さんに出ていただいて、草刈りなどの管理をしていただいています。

ただ、委員がおっしゃられるように、高齢化の問題があったりして、例えば木を切るというような維持管理まで地元の皆さんにお願いできるかというとなかなかそうもいきません。全く植生を考えないというつもりもございませんが、例えば、そういった高齢化の傾向というのは特に現れていますので、維持管理に考慮した工法を検討させていただきたいと思っております。

○永藤委員長

他にどうでしょうか、委員の皆さんから。

○島田委員

最初にいただいた資料の中の、P5-1ページになるんですけれども、再評価の判断根拠という項目の中の河川の現況というところで、一番下に薄川が、「また低下が著しいことから、対策を実施する必要がある」と書いてあるんですけれども、具体的にどういった対策を行うのですか。

○河川課 小松企画幹

薄川の再下流部というのは、護岸の施設自体は、出来ていますが、非常に土砂が下流の方に移動してしまっていて河床が低下してしまっていて、先程、写真で見ていただいたように、護岸の土台が出てきてしまっている状況になっています。そういう状況にありますので、詳細の計画はこれからですけれども、おそらく根継ぎといいますが、前面にコンクリートの壁をつくって護岸を守るといった対策を中心に、対応していくことになるかと考えています。

○島田委員

分かりました。その河床が低下するということが、土砂が田川に入るとい現象によって起きているということになるのですか。

○河川課 小松企画幹

田川の合流に近いところですので、恐らくそこにあった土砂が田川に引かれて、それで上流からあまり供給がないと、どうしても下がってしまう、そういう現象になっているということです。

○島田委員

分かりました。ありがとうございます。

○北村委員

そもそも、採択が昭和16年で、工事完成区間というのはほぼ、80%完成しているということですが、昭和16年、戦前に採択されて工事が始まっている所に関しては、今現在の工法と違うとは思いますが、完了区間の点検というか、今の工法にあわせて、例えば工事が完了した部分についての問題とか、そういうものはございますか。

○河川課 小松企画幹

大分、長い期間やっておりますので、護岸の工法とかはその時代時代が一番、効率的なものをやってきています。従って、全体を見ると、確かにいろいろ工法が見られると思います。

ただ、古いからといって何か構造的に問題があるとかということとはそんなに無いのかなと思っておりますが、先程の維持管理のお話に戻ってしまいますけれども、一たん完了した区間についても土砂が溜まったりとか、本来持つべき流下能力が無かったりとか、今、写真に出ていますけれども、河床が下がってしまってそもそも護岸が危ないとかというのは、常に注視をしながら把握をして、維持管理の範疇で必要なことをしていくと、そういった形で確認をしていくと、必要な対応をしていくと、そういう状況になります。

○永藤委員長

よろしいでしょうか。

○酒井委員

元々の全体計画と暫定改修というのをどうしていくのだろうということを考えているか分からないのですが、この、今ここで30年度の計画のところを話しながら、暫定改修による視点で実施となっているのですけれども、どういう意味合いですか。

○河川課 小松企画幹

全体計画というのは、奈良井川水系で必要とされる流量を対象にした、先程一番最初にお示しした絵を見ますと、例えば奈良井川の本川でいけば、2,300トン整備をするための改修が、いわゆる全体の計画になります。

暫定改修には、一気に例えば2,300トンをするのではなくて、護岸とかの施設、または堤防等を先に造った上で、例えば河床を完全に2,300トンを超えるまで下げるんじゃないくて、必要最小限でこれまでの流下能力を確保しながらどんどん上に持っていくという、そのようなイメージでありまして、今、対象としては、この奈良井川で昭和58年9月、結構大きな出水があったのですが、これがここでの過去最大の流量になりますので、そこまでを目標にしてやっていきたいと思います、そういうイメージになります。

○酒井委員

ちなみに、この昭和58年の既往最大流量の時は、奈良井川ですよ。この時は、全体計画の流下能力より、少なかったという状態ですね。

○河川課 小松企画幹

58年9月はですね・・・

○酒井委員

雨量で213ミリになっているんで、相当なことだろうとは思いますが。

○河川課

そもそも流下能力、かつかつか、ちょっと足りなかったぐらいに、堤防の決壊があったという記録ですので、当時の流下能力を若干上回るかぐらいのものですね。

○酒井委員

この治水安全度の89年というのは全体計画ですよ。

もう一つですけれども、その58年のものが堤防決壊では実際の被害が最後のものになっていて、むしろ近年のものだと、田川の内水氾濫というのがピックアップされていて、こちらは問題になっているかと思うのですが。

先程の、例えば田川のその流下能力が足りない分を上げていくとか、そういったものは、内水氾濫に関しても効果があるということではないのでしょうか。

○河川課 小松企画幹

内水氾濫は本川の水位が上がってしまって、支川の水が本川に入らなくなるという現象に起因するものとなります。

例えば仮に田川の洪水流量を固定して考えれば、田川の流下能力を向上させると田川自体の水位が、下がりますので内水に対しても効果があります。

○酒井委員

このエリアは、地図では読み取れないですが、例えば、その支川とかから入っていく雨水に関してポンプとか、そういったもので本川としての田川とか、あるいは田川の先の奈良井川とか、そういう処理をしている地区になりますか。

○河川課 小松企画幹

ちなみに内水の処理は支川の管理者がやるのが基本になっていますので、例えば田川につきましては松本市さんで、どうしても内水氾濫が起こるところには、排水ポンプを据えて強制排水していくという箇所にはなっております。

○酒井委員

エリアとして、田川の内水氾濫が起こって、それを解消するためにも本川としての田川の流下能力を上げていくということで、ある程度、対応が可能だろうということですよ。

○河川課

ただ、本川の改修では内水氾濫を無くすことはできないメカニズムですので、内水の規模を小さくするとか、水が漬く時間が短くなるとか、そういう意味で内水被害の軽減にも寄与すると考えています。

○酒井委員

ありがとうございます。

○永藤委員長

他にご意見はございますでしょうか。それでは、他にご意見が無いようですから、再評価案の検討に入りたいと思います。

先程、出ました各位員からのご意見は委員会として意見書に付すことにしていますけれども、再評価案そのものについての反対のご意見は無かったと思いますので、この箇所の県の再評価案であります継続とするについては、妥当と判断してよろしいでしょうか、委員の皆さん、よろしいですか。

○出席者一同

異議なしの声あり。

○永藤委員長

ではそのようにさせていただきます。ありがとうございました。

もう1件の再評価案件である道路改築事業の雨中については、本日、道路建設課が説明できないため、第3回目で審議を行います。再評価の意見書確定については、雨中の審議後に行いますのでよろしくお願いいたします。

再評価2箇所の詳細審議を行いました。全体を通して何かありますでしょうか。よろしいですか。では先程宿題のB/Cの、高瀬委員からの質問等もありましたので。

それでは以上、本日、予定しました再評価の詳細審議を終了いたします。よろしいでしょうか。

5分間、休憩とさせていただきます。

(休憩後)

(2) 平成30年度公共事業新規評価箇所の審議

○永藤委員長

皆さんお揃いでしょうか。それでは続きまして、議題2、平成30年度公共事業新規評価箇所の審議に入ります。

それでは次第に従いまして、新規評価1番として①南牧野辺山について、担当の農地整備課から説明をお願いいたします。

○農地整備課 安永担当係長

農地整備課、計画調査係の安永と申します。よろしくお願いいたします。

資料の差し替えからご説明させていただきます。ページがP5-1、5-2、5-3でございます。資料7の県営畑地帯総合土地改良事業の南牧野辺山地区でございます。赤字で書いてあるところが、今回、修正させていただいたところですが、左側の事業概要の中にございます費用対効果でございますが、事業の精査を進める中で効果が5.0から5.7になりましたので、こちらを修正させていただきました。

全体事業概要の畑地かんがい施設の数量が257.5haでございますけれども、面積の精査で数値を変更させていただいております。

評価の視点の必要性の中でございますが、農地利用集積率が、目標値が70%よりももう少し伸ばせるということで、目標率を高めまして75%にさせていただきました。その他の部分の訂正は文章、言い回し等を変更させていただいたところです。

右下の⑦のその他でございます。ここにつきましては過去の事業評価地区の意見を反映した点を追記させていただきました。環境配慮につきましては、過去の分野の中で生態系に配慮しながら工事を行った地区について、同じように、次の地区からも反映していただくというご意見をいただいたのがございましたので、こ

こちらの地区につきましては頭首工など、設計段階から魚類等の生態系に配慮していきたいと思っております。

ソフト対策としまして、過去の事例では、新規就農者へ配慮しながらやってくださいという意見がございましたので、本件につきましては、新規就農者はいないのですが、担い手生産者に農地集積を促進するという形で、農業を持続的に発展させていきたいという観点で、加えさせていただきました。

5-2の修正でございます。こちらの図面について、前回は非常に不鮮明な図面でしたので、新しく鮮明な図面に訂正させていただきました。併せまして、今回の事業とは関係ない、将来的にやりたい構想の部分のところまで事業量を書き留めたので、そちらを省かせていただきました。

5-3につきましては、先程の5-1で直したとおり字句、数値を変更させていただいたところでございます。

それではパワーポイントで今回の資料の説明をさせていただきたいと思っております。

本地区は南牧にございまして、時間の制約から評価委員会の現地調査は今回できなかったものですから、写真等でご覧いただきながらお願いしたいと思います。

県営畑地帯総合土地改良事業南牧野辺山地区でございます。事業概要でございます。市町村は南佐久郡の南牧村全域でございます。その中で事業内容としましては、畑地かんがい257.5ha、頭首工を1箇所、用排水路工が全体でL=4.0km、農道工がL=6.4kmでございます。

事業期間は来年度から開始して、2025年度までの7年間でございます。事業費は18億4,000万円で、本事業の負担割合でございますが、通常、畑地帯総合土地改良事業は国50%ですが、中山間地域で実施する場合は国の5%の嵩上げがございまして、国が55%、県が27.5%で、残りは村と地元で17.5%を負担するようになっております。

地区の状況と課題でございます。この南牧村は、ご存知のとおり標高が1,000mから1,400mのところに農地があります。主要作物としては、レタス、白菜、キャベツを生産しております。特に白菜は県内で1位の生産量となっております。レタス、白菜、キャベツは隣の川上村も同様に、全国的にも生産量が多い地域となっております。

この事業を開始するきっかけとなった地区の課題でございますが、これだけの高原野菜地帯ですので概ね整備はされているのですが、まだ畑地かんがい施設が未整備な畑に用水の安定供給が求められていたところでございます。また、排水路から水が溢れて畑に被害が頻繁に発生していたということで、排水能力の向上が求められております。その他、農道が狭く、舗装が傷んできたということで、農道の安全確保が求められていることなどが課題となっております。

それに対しまして事業の内容と効果でございますが、1つ目の用水の安定供給の課題を解決し、効果として野菜の収穫量を増加させようということで、事業内容の1番の畑地かんがい施設を257.5haと、頭首工の整備を行います。

排水能力の向上でございますが、排水能力が足りないことから畑に水が溢れ、冠水による高原野菜の品質低下がありましたので、それが起きないように用排水路工を整備します。

農道の安全確保につきましては、農道が狭いため、輸送能力の向上を図るための拡幅と、また、路面が傷んできておりますので、葉物野菜等の傷みを防止するため、農道を舗装するなどL=6.4km整備するということでございます。

お配した先程の図面ですが、畑地かんがい施設等につきましては、左側の、杣添（そまぞえ）工区244haと、右側の山梨県境の方でございます平沢工区13.5haの2箇所を整備するようになってございます。

畑地かんがい施設ですが、施設としまして給水立ち上がり管を設置をします。左側の写真ですが、こちらの地区につきましては、畑に直接、水を撒くのではなくて、大型トラクターの後ろにタンクを載せて、このタンクの左側の細い管で水をタンクに汲み入れまして、それを右側の写真にございますように大型トラクターで運んで、そこからブームスプレーヤーを長く伸ばしまして、水を散水するという形になっております。

立ち上がり管の新設が1箇所、既存施設の改修が6箇所、整備をするようになってございます。

もう一つ、用水の整備でございますが、頭首工でございます。頭首工につきましては、先程の杣添工区全体に水を供給する施設の整備でございます。1回目の委員会の時に、この頭首工から杣添工区まで、どのように水を送っているのか分からないというご指摘をいただきましたので、図面で明確にしました。黒い点線の部分が既存の農業用水路があったところでございます。その上の、杣添川と書いてあるのが河川で、緑のところ取水して、黄色い受益地まで水を運んでございます。この中では元々立ち上り管があるのですが、そこに新設で1箇所整備します。

頭首工でございます。既存の施設につきましては、左側の写真で赤く丸をしてあるのですが、その中にあるのが、右側の写真ですが、ただ水の取入口としてヒューム管が設置してあるだけの状況です。河川を見ていただきますとわかりますように、石がごろごろと転がっているような状況でございますので、雨が降るたび、台風が来るたびに、河川が荒れまして、取水口に水が流れなくなってしまうということで、年に何回かはこの河川の水道（みずみち）を作り直して取水し易くしている状況でございます。

こちらをどのように整備するかといいますと、写真は他地区の事例でございますが、溪流取水工を設けたいと考えています。溪流取水工は、上から石が流れてきてもそのまま下へ、この上をごろごろと転がって下まで流れていきますので、石による影響はありません。また、水道（みずみち）が変わってしまっても取水への影響は無いということでございます。

ここににつきましては、前回の委員会の中で環境への配慮をどのようにするんですかというご指摘がありました。そちらについてご説明をいたしますと、まず事前の

協議としまして村の元副議長の方が、元筑波大学の文部技官ということで、有識者としていろいろと意見を伺ってきたところでは。

その他に、南佐久南部漁業協同組合がこの杣添川を管轄しておりますので、どのような配慮をしたらいいかご相談しております。当然のことですが、受益者や地域住民の方にも配慮をしていきますと説明してきました。

環境配慮対策でございますけれども、工事を実施するときには下流に濁水を流さないように、対策を実施することと、魚道を設置します。

魚道の設置については、写真の真ん中のところにあるのが魚道ですけれども、こういったものを設置します。設計段階のときには、漁協さんともう一度話をしながら計画しましょうということになっております。

仮設道路についてですが、近辺に今は使われていないキャンプ場がありまして、道路がありますので、生態系で貴重な植物等が発見されない限りは、このまま利用する計画としています。

次に、用排水路工についてご説明します。左側の写真を見ていただきますと、葉物野菜等を作るため、全面マルチを敷いて農作業をしているところですが、雨が降れば、流出量が極端に上がってしまうということで度々、右側の写真にございますように、土も土砂も水と一緒に流れていきまして湛水被害が発生しております。湛水による直接被害のほか土砂が流れると、違う畑に連作障害の原因となる土壌菌を一緒に持ってきてしまう可能性があるなど、品質が低下してしまうということがございます。

このため、左側の写真でございますけれども、整備してある水路につきましても断面が足りないということで、断面を拡幅したいと思います。右側の写真のように、まだ整備をしていない排水路につきましては整備をして、また、豪雨でのり面が崩れて、水路が詰まってしまうようなことが無いようにするという計画でございます。

農道工でございます。南牧村には全国的にも非常に規模が大きい、大型保冷施設がございます。最大で1日7万ケースのいろいろな野菜が集出荷されるということで、ここで出荷調整をしながらやっていくところでございます。ここまでの輸送につきましては、右側の写真ですけれども、大型トラクターの後ろに大きな箱をつけます、運ぶといったことでございます。のべ1,400台ぐらいは行ったり来たり、この近辺ではするような状況です。

このため、大型トラクターとのすれ違いが困難になっております。農道の幅員は3mから4mも無いような状況でございますので、特に集出荷場近くなればなるほど危険性が高まっているということで、農道を拡幅していきます。写真右側のように路面が傷んでしまったものは路面を直すとともに、必要な路線は拡幅もしていきます。

全て一律に拡幅するのではなく、ほ場とほ場の間にあるような農道につきましては、お互いに見渡せるような状況でございますので、そういったところは拡幅せずに、舗装の改修だけをしていきたいと考えています。

まとめでございます。農政部としましては、儲かる農業を推進していきたいといったことで、今回の事業にもありますような用水の安定供給や排水能力の向上、農道の安全確保をこの地区として進めますが、併せまして農地集積を促進して、更なる生産性を高めていきたいと考えてございます。

中山間地域の活性化という観点からも、農業生産基盤を整備して長寿命化を図ることによって、この農村景観の保全、八ヶ岳ブランドの維持を図ること、併せて地域の宝、資源でございます環境の保護・保全を図りながらやっていきたいというところでございます。以上、南牧野辺山地区の説明でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。それでは委員の皆様、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。どうでしょうか。

○農地整備課 安永担当係長

1点、申し訳ございません、説明が漏れてしまったところがございます。

前回の委員会の中でご指摘がありました地区の排水能力が10.4%しかない理由についてですが、この地区は全体受益が368haに対して排水受益が38.4haであることから、排水能力は10.4%と書いたものです。

この排水受益38.4haというのは、排水路を直すと全体では268ha程度の水を排水する能力の水路になるのですけれども、今回、計上してあった排水受益38.4haというのは、雨が降って溢れた時に畑の土を流してしまう、被害を受ける面積を計り出したものです。

○永藤委員長

どうでしょうか、皆さんご意見を。

○島田委員

今回、この計画をしている施設ができれば、すごく効率も上がるし、いいなと思いました。ただ、今年、結構渇水があって、スーパーですごく野菜が高くて困ったのですけれども、そっちの対策とかというのは、何か一緒に整備をしなくていいのですか。

○農地整備課 安永担当係長

実は今年、南牧でも渇水被害により水が足りないという話がありました。この地区につきましては、先程、頭首工からの取水も安定してできなくなっていた件もありまして水が足りなくなったこと。あと水源が、こちらは井戸で求めているところもございまして、井戸は比較的安定はしているとは言ってもやはりこれだけの渇水があったため、ちょっと汲める量が少なくなったようです。

今回、頭首工を整備することに併せ、元々、水田だったところが畑に変わった農地があるので、この水田用に使っていた水を畑にも使えるように水の使い道を変える水利権の協議を、関係者とやるなど、漏水をなるべく減らせるように検討しているところです。

○島田委員

分かりました。ありがとうございます。

○永藤委員長

他にどうでしょうか。

○加々美委員

長野県の高原では、このような農地というのは沢山あると思うのですが、県営畑地帯総合土地改良事業のように、畑地整備をしている所は他にもあるのですか。

○農地整備課 安永担当係長

畑地の整備をしているところとしては、この近くですと、隣の川上村にございます。また、小海町にも来年度からの新規予定地区があります。

あと、松本地域も畑地帯が多いので、そちらでも、3地区ほどやっておりますし、東御市では、区画整理をしてワイン用のぶどう畑を造る事業を実施しております。

○永藤委員長

他にどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、他にご意見が無いようでしたら、新規評価の検討に入りたいと思います。

先程、出ましたように、各委員のご意見は委員会として意見書を付すことにしますけれども、県の評価案そのものに対する反対は無かったですので、この県の自己評価は妥当ということではよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり。

○永藤委員長

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

②公営住宅建替事業 県営住宅大萱団地

○永藤委員長

それでは次に新規評価、県営住宅の大萱団地について、公営住宅室長にお願いいたします。

○公営住宅課 清水係長

建設部建築住宅課、公営住宅室の清水と申します。よろしくお願いいたします。では着座にて説明させていただきます。

お手元の資料でご説明させていただければと思います。P 7-1（修正）をご覧ください。資料8です。

前回からの修正箇所をご説明させていただきたいと思います。

事業概要のところですが、費用対効果、今、1.03になっております。前回、提示させてもらったのか、内容を再度、確認したところ入力ミスがありましたので、修正をさせてもらえればと思います。

それと右下の周辺事業環境の⑦、その他の部分です。前回までの委員各位からのご意見をフィードバックする形で、ユニバーサルデザインによる設計の視点の取り入れというのを追記させてもらっております。

前回からの繰り返しになりますが、事業概要を説明させてもらった後、前回、現地調査でご質問をいただいていた県営住宅プラン、入居条件をご説明させていただきたいと思います。

新規評価シートの左上の事業概要をご覧ください。事業名といたしまして公営住宅建替事業、箇所名が県営住宅大萱団地になります。

事業目的としまして、老朽化が著しい伊那市内の公営住宅（県営・市営）の居住環境の改善が共通の課題であります。県営と市営が隣接している大萱団地と若宮団地、こちらにおいて、県と市が協働で建替、改修、移管による公営住宅の再編・整備を行い、居住環境改善及び管理の効率化を図ってまいりたいと思っております。

これにつきまして県と市で協定を締結しまして、平成31年度から県営住宅大萱団地の建替を県で行い、県営住宅若宮団地を市へ移管し、再編しながら居住環境の改善を図ってまいりたいという形で事業がスタートできればと思っております。

事業期間につきましては9年間を予定しております。全体事業の内容としまして、共同住宅RC 4階2棟72戸の建替と、団地全体の開発行為、附帯施設、外構工事になっております。

右側の上の位置図をご覧ください。前回、現地調査を行ったところですが、伊那市のインターチェンジから若干西側でインターに非常に近いところにある団地になります。

大萱団地の丸の大きなところが県営住宅、その左側に、丸はありませんけれども、市営住宅となっております。

県営住宅の敷地に建替を実施し、A棟4階44戸、B棟4階28戸の2棟72戸計画となっております。

その下に、現状写真と完成イメージという形で写真を掲載させてもらっています。完成イメージは、安曇野市にあるアルプス団地の3号棟の完成写真を掲載しております。建物につきましては多様な世帯が入れるように、2DK、3DK、身障タイプとタイプを織り交ぜ、団地の活性化も図りながら居住環境の改善を図ってまいりたいと思っております。

それではお手元の資料をおめくりいただきまして、前回、現地調査でご質問いただきました、プランをご説明させてもらいたいと思います。

長野県県営住宅プラン2016ですが、これは長野県公営住宅長寿命化計画ことでもあります。

策定の趣旨につきましては、本格的な少子高齢人口減社会において住宅確保要配慮者の安全・安心で快適な暮らしを確保するため、市町村や関係部署との連携の下、県営住宅ストックの有効活用と長寿命化を図りながら、居住環境の改善を図るものということになっております。

その下のところで計画期間ですが、平成28～37年度の10年計画になっております。ただし、中間時の5年後に見直しを計画してございます。

2番の現状と課題ですが、県営住宅の状況等につきましては大萱団地、現地を見てもらったとおりですが、昭和40年代に大量に供給した住宅の更新時期を迎えております。著しい老朽化と古いタイプの住居、高齢者やひとり親世帯が増加、空き家の増加、高齢者の増加等による地域コミュニティの維持が難しくなっているという状況が発生しております。

3番で将来の推計という形で、必要供給戸数を推計しております。こちらにつきましては、公営住宅供給目標量設定支援プログラム、国土交通省から提供されたものを活用して算定しております。その際に参考すべき指標として、住宅・土地統計調査結果、国勢調査等の結果をもとに推計しております。この推計によると、10年後に公営住宅として配慮すべき住宅確保要配慮者が14,600世帯と考えております。

これに関して、県営住宅が全県にある中で、市町村とも協議を行い、年間の平均退去率の5.8%で空き家が発生することを想定し、供給量の計算を行っております。併せて、廃止予定とする団地が全て10年後に廃止も難しいため、10年後の継続入居者4,100戸を加味し、合計29,700戸が10年後に維持管理が必要と推計しております。

続きまして右側をお願いしたいと思います。基本方向ですが、居住環境の向上と適正な管理、それと社会情勢に応じた住まいの確保、市町村との連携と役割分担に視点を置き、今後の維持管理に関しては、耐用年数を踏まえて中高層、3階以上の建物を主に維持管理としています。あと、定期的な改善と修繕を行い、用途廃止する団地については順次集約をかけて、居住環境の整った住居への移転を進めています。また、市町村への移管も進めてまいりたいと考えております。

それと今回審議されてもらっている建替えについては、市町村内の公営住宅の再編整備を図る観点から、移管協議が整ったと団地で建替えを行うこととし、整備方針としています。

施策展開としまして5つのRという頭文字を使いまして施策検討しております。

R-1は既存の住宅を、子供向けにリノベーションとなります。R-2はストックの有効活用とし、入浴施設の無い住宅に関して浴室にユニットバス設置等を行う浴室改修工事、それと屋根・外壁・設備等の適格な改修による長寿命化となります。R-3は、今後の維持管理となる低層住宅のリニューアルとなります。R-4は建替えとなります。R-5は老朽団地から居住環境が整ったところに再編整備としての集約となります。この5つを柱に事業を展開してまいりたいと思っております。

1ページおめくり願います。もう一つ、現地調査で、次回説明という形になっていました県営住宅の入居者資格になります。

(1)としまして、入居者は以下の①から④の全てを具備する者となります。①現に同居し又は同居しようとしている親族がある者。②現に住宅に困窮していることが明らかな者、③一定の収入基準以下の者、④暴力団員でないことといったこととなります。また、①の同居親族要件について、60歳以上の高齢者や障がい者は、2DK以下の住居に単身入居することができます。

続きまして(2)ですが、(1)の③で言いました収入要件につきましてご説明させていただきたいと思えます。一定収入以下として本来階層ですが、収入分位が25%以下となり、入居収入基準では158,000円以下となります。2人世帯、3人世帯の目安は記載のとおりでございます。

裁量階層は、※2により障がい者世帯、高齢者世帯、子育て世帯となり、収入基準が少し引き上げてございます。説明は以上でございます。

○永藤委員長

それではご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。どうでしょうか。ここは見に行きましたね。

確認ですが、修正、P7-1にある、デザインの設計の視点を取り入れということで、分かってはいるのですけれども、確認でどのようなこととなりますか。

○公営住宅室 清水係長

例えばバリアフリーやユニバーサルデザインとなります。子育ての世帯を配慮し、対面キッチンの採用や、建具の引手高さ等の配慮など、現在、実施設計の中で検討しております。

○永藤委員長

分かりました。他はどうでしょうか。

○島田委員

今回、建物自体の他に、集会所とか広場も造られるんですね。子育て世代に積極的に入居をして欲しいということで、その広場に子供達が遊ぶような施設ですと

か、そういったものも設置されるのですか、そういうのは含まれていないのですか。

○公営住宅室 清水係長

過去の県営住宅の整備においては、一部遊具を取りつけた団地もあります。しかし、最近、遊具の事故事例が多く、管理者責任が問われることから、遊具の設置は難しいと考えております。住宅の提供を第一と考え、安全面を考えると、遊具が悪いという訳ではないが管理面から遊具の設置は難しいと考えています。

今の計画では子供が安心して遊べる広場を設けることとしています。

○島田委員

ありがとうございます。

○永藤委員長

他にどうでしょうか。

すみません、それでは私からですが。この県営住宅プラン2016の、本来8%の平均退所率ですけれども、これは長野県のアベレージですか。

○公営住宅室 清水係長

そうです。県営住宅の過去数年間の平均が5.8%となります。

○永藤委員長

分かりました。

○小林委員

今、ご説明がありましたが、一定の収入の基準以下とか所得の目安とかは、入居の基準だと思うのですが、入居後の見直しというか、収入基準の更新とか内容確認はしているのですか。

○公営住宅室 清水係長

今、ご質問にあった入居後の収入条件について説明させていただきます。

入居時には収入基準があり、入居後に収入が上がってしまう方はすぐ退去とはなりません。毎年、収入の申告をしてもらい、収入階層を入居者に示しています。

階層は、8階層まで区分しております。その中で高額所得者等となり、一定期間引き続き入居される方は、家賃が高く設定され、民間よりも高い家賃になる場合もあることで退去をお願いする形になります。

多くの方は自立や、民間アパートへの移転となります。

○永藤委員長

他にご意見はどうでしょうか。無いでしょうか。

○久保田委員

住宅プラン2016の右側の基本方向で、自然エネルギーの導入検討というのがありますけれども、例えば今までの例で、太陽光発電による売電とかをやっている住宅というのはあるんでしょうか。共益費に充てるなどあるのでしょうか。

○公営住宅室 清水係長

自然エネルギーの導入につきましては、事例でいきますと、太陽光パネルを設置して共用部分へ電気の供給を行い、残ったところは売電をしながら共益費に充てている団地が数団地あります。

大萱団地につきましては、屋根貸しが対応できるように、設計段階で検討を行っています。あと雨水の利用など、実施設計の中で検討しています。

入居者への還元というのはなかなか難しい部分がありますので、共用部分での活用や、雨水等の水撒きとか、検討しているところです。

○永藤委員長

よろしいでしょうか。他にご意見ございますか。

他にご意見が無いようでしたら、検証に入りたいと思いますけれども。

それでは、委員会として意見書を付すこととなりますけれども、この県の議案の評価案そのものについては、県の自己評価は妥当ということですのでよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり。

○永藤委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、もう1件の新規評価案件である「道路改良事業の青木峠」については、本日、道路建設課の予定でできないため、第3回で質疑を行います。

新規評価の意見書の作成については、青木峠の審議後に行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、新規評価2箇所の詳細審議を行いましたけれども、全体を通してございますでしょうか、それではよろしくお願いいたします。

それでは、よろしいですか。以上、本日予定していました新規評価の詳細審議は終了いたします。

(3) 平成30年度公共事業事後評価の審議

① 山地治山事業 社

○永藤委員長

続きまして、議題3におけます、平成30年度公共事業事後評価箇所の審議に入ります。それでは、先程、網掛けにありましたけれども、次第に沿って事後評価の社について、担当の森林づくり推進課から説明をお願いいたします。

○森林づくり推進課 池上担当係長

森林づくり推進課、治山係の池上と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは私から山地治山事業、大町市、社につきましてご説明させていただきます。

事業内容等は前回の委員会の中でご説明させていただいておりますので省略させていただきます。前回の委員会の中でご指摘をいただいた点になります。

課題等は記載されているんですが、それに対する改善点が反映されていないということでご指摘をいただいております。その部分につきまして、資料の様式6-1につきまして、手書きをさせていただいております箇所を修正させていただいております。

具体的な内容につきましては次ページをご覧くださいと思います。1ページめくっていただければと思います。

課題としまして、2ページで挙げさせていただいております、1点目につきましては、施工した後の流路、溪流内に灌木が繁茂してしまっているという点でございます。資料の中の右上にございますとおり、現在、溪流の中はかなり灌木があるという状況になっております。

この点につきましては、この現場は災害によりまして土石流が発生しておる箇所でありまして、今回、施設を施工したことによりまして溪流が安定したという部分で、効果の部分ではございますが、繁茂してしまっているということになりますので、こちらを放置しますと今後の豪雨等によりまして土砂等が閉塞しまして、災害の原因となる恐れがある箇所ということでございます。

こちらにつきまして、改善策としまして特に人家等に近いような箇所につきましては、概ね10年度を目途に、今後は定期的に維持管理を進めていきたいと考えております。こちらの社の地区につきましても、本年度、地域の皆さんと共同でこの除去等を行う予定で今、計画をしているところございます。

もう1点が、出来上がる前、計画する段階から地域の皆さんと協議を行いまして、こういった灌木が大きくなる前に、もっと小さい段階で維持管理を、地元の皆さんと一緒に行っていただけないかということで促していきたいと考えております。

下の写真、2枚でございますが、こちらは実際に各地域で地元の皆さんが維持管理を行っていただいているような内容でございます。こういった形で今後は計画

を立て進めていきたいと、改善をしていきたいと考えております。

2点目の課題につきまして、更にもう1ページをおめくりいただければと思います。右上の写真にございます赤丸をしてある部分でございますが、こちらの山腹が崩壊した箇所について緑化を行っている訳ですが、そちらについて一部、緑化不足、緑化不良があるということで確認をされております。

こちらにつきましては、左下にございます緑化自体は、生育しているんですけども、まずここについては「金網」ですね。いわゆる亀甲金網というものを張ってありまして、すぐに緑化はしないから崩落するというような状況にはございません。ただ、やはり左下の拡大写真を見ていただきますと、若干、シカ等が入りまして踏み荒らしですとか、捕食がされている部分でございます。ただ、少しずつですが成長してきているということで、この辺につきましては、経過を観察しようかなと考えております。

山腹全体ですと、右下の写真になりますが、ほぼ緑化されておりますので、こういった形で徐々に緑化が進んで行くんじゃないかと考えております。ただ一方、やっぱり全体的にそうですが、シカ等の食害等でございますので、こういった食害等がある、それなりのところにつきましては、獣害防除の対策も今後は検討していきたいと考えております。

社につきましては、今回の修正点等につきましての説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○永藤委員長

今、ご説明いただきましたが、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

○加々美委員

先程のダム、里山辺のダムと同じですけども、ここも維持管理している団体にお金を払っているか、無報酬であるとあります。今後、森林税、無理にではないですけども、その地域全体で防災・減災という観点でうまく事業を継続できるよう、県としての大きな事業が終わるのであれば、何かそういう地域に森林税をうまく活用して無報酬ではなく、維持管理に関わる部分で出してもらえような方向を提案いただければと思います。

○森林づくり推進課 池上担当係長

森林税につきましては担当部署も違うものですので、森林税担当には伝えさせていただきたいと思っております。

○永藤委員長

他にございますでしょうか。

○内川委員

今の加々美委員さんのご意見は、もっと対応、今のご回答に関してなんですけれども。これ、やっぱりさっきの事後評価のシートに、次に伝えるということが大事なんじゃないでしょうか。他部局に、何といたしますか、違うところだからという話じゃなくて、この事業の関連する事業、次の新規事業なり何なりにきちんとフィードバックするという形ができれば望ましいのではないかと思ったのですけれども、そういうご対応は難しいのでしょうか。

○森林づくり推進課 池上担当係長

森林税に関してということですか。

○内川委員

整理をいただいた上でとは思いますが、すぐそのまま、今の文言ではないにしても、そういうことを配慮するといった内容をフィードバックするというのは、この事後評価とすると非常に重要ななと思ましたので。

○森林づくり推進課 池上担当係長

森林税については、現在、使えるパイというのは決められておりますので、どういったところに使えるかというのも含めてですね。即、今、すぐに反映しますというのはいえないのですが。

○内川委員

今のお答えのとおりでいいと思いますが、それがもし可能ならば、そういうことを入れるという方向でまず検討をいただいて、その上で記載できるならば記載するというところでよろしいかとは思いますが、そういうこう、アクションになっていただくことが大事かなと思っています。

○森林づくり推進課 池上担当係長

承知いたしました。

○加々美委員

例えば地域イベント、地域作業などにより、地域住民が主体になって配慮を促すというところに、森林税の活用などもあるという、そういうコメントを記載いただければと思います。

○森林づくり推進課

分かりました。ありがとうございます。

○永藤委員長

委員長から、灌木についての、灌木利用について例えば、私、石川県をよく知っているんですけども、例えばそういう、何というか、灌木を利用していろいろなものができるということで、こういろいろなところで、組合とかが中心になって進めて、例えばそれを使ってベンチを作ったり、いろいろなことを進めているのもあるんですけども、そういう取り組みというのは長野県ではあるのでしょうか。

そちらに聞くのがいいかどうか分からないんですけども、森林づくりということなので、その灌木というのは大事な問題ではと思ってお聞きしたのですが。

○森林づくり推進課 池上担当係長

灌木については承知していないので、当然、地域それぞれでこういったものに限らず、ツルを使ってとか、活動されているところはございますので、そういった部分にできるような形で検討したいと思います。

○永藤委員長

そうですね。突然に言っても、分かりました。どうぞ。

○島田委員

すみません、事業効果の発現状況のところの直接的効果というところで、評価がBと付いていますが、内容を読むと、最後に「事業実施後、土砂災害は発生していない」と書いてあるのですが。

これは、その豪雨、過去に災害が起こったようなものに匹敵するような降雨自体が起きてないのか、それともそういう豪雨はあったけれども、この施設を整備したことによって土砂災害が発生していないのか、どっちのことを言っているのか迷ったのですけれども、教えてください。

○森林づくり推進課 池上担当係長

こちらは平成16年の台風災害になりますが、こういった量の、ここだけピンポイントで出ているかどうかは分かりませんが、そういった台風が大町周辺には来ておりませんので、そういった意味での災害、そういう雨は降っておりませんし、それ以降の降雨でも降っていないという形を記載させていただいております。

○島田委員

そうですか。ということは、もしその豪雨が発生した場合に、こういう箇所ですら土砂災害が起きなかった、施設の効果が出たんだよという時は、Aの「目的を超えた達成」となってくるのですか。

○森林づくり推進課 池上担当係長
そうですね。

○島田委員
それでいいのですね、分かりました、ありがとうございます。

○永藤委員長
ありがとうございました。他にどうでしょうか、よろしいですか。
それでは、他にご意見が無いようでしたら、事後評価の検証に入りたいと思います。

先程、出ました各委員からのご意見は、委員会として意見書へ付すことになりま
すけれども、県の評価案そのものに反対のご意見は無かったと思いますので、この
箇所の県の自己評価は妥当ということではよろしいでしょうか。

○出席者一同
異議なしの声あり

○永藤委員長
ありがとうございました。
残りの事後評価案件である道路改築事業の岡田拡幅と、それから交通安全施設整
備等の住吉については、本日、道路建設課及び道路管理課が出席できないため、第
3回で審議を行います。

事後評価の意見書の作成については岡田拡幅と、それから住吉の審議後に行いま
すので、よろしく願いいたします。

今までで全体、これ、今のここの事後評価ですけれども、全体を通して何かあり
ますでしょうか。

○出席者一同
なしの声あり

○永藤委員長
それでは、本日、質問が幾つかありましたけれども、次回説明の時にぜひお願い
したいと思います。

以上で、本日予定いたしました事後評価の、詳細審議を終了いたしたいと思います。

先程、私が言ったことに説明を今するという事なので、高瀬委員からの指摘の、
砂防事業の海岸寺沢のB/Cについて、砂防課より説明したいということですので、
砂防課、よろしく願いいたします。

○砂防課 細川企画幹

先程の高瀬委員からご質問いただきました、松本市東桐原のB/Cでございます。

高瀬委員からこの費用便益費の表、B/C、事業全体及び残事業がございますが、この本年事業の費用のところ、事業費5億6,900万円、維持管理費0.06億円、合計で5億7,500万円のこの金額に対する内容のご質問をいただきました。

只今、当課で計算書を確認しましたところ誤りがあったということで、数字の訂正をさせていただきたいと思います。

高瀬委員のご質問は、1ページのところで、残事業費が4億5,700万円に対してCが課題過ぎるというご指摘でございました。これを確認いたしましたところで、この数字が誤っており、その理由といたしましては、この残事業に関する費用計算、便益計算、この基準年を誤っておりまして、それを修正させていただきまして、平成31年を基準といたしまして、数字を変更させていただきたいと思います。

この数字につきましては、概算で行いましたので正式な数字ではございませんが、読み上げますと、便益が、直接被害額が31.73億円、間接被害額が48.30億円、合計80.03億円。

費用Cの事業費が3.86億円、維持管理費が0.04億円、合計3.90億円というふうになっております。

ただ、短い時間で計算しましたので、多少、数字の違いがあるかもしれませんが、お時間をいただきまして正確な数字に直させていただきまして、当日この資料の差し替えをお願いしたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○永藤委員長

そうですね。では、ぜひお時間をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○永藤委員長

それでは次に、その他について事務局からお願いいたします。

○本藤専門指導員

それでは今後のスケジュールにつきまして、お願いさせていただきます。

永藤委員長から、本日の委員会の冒頭でご確認がありましたように、次回第3回委員会におきまして、再評価の残り1箇所と新規評価1箇所、事後評価2箇所の審議を行いまして、最終の第4回委員会での意見書のとりまとめを行います。

次回、第3回委員会は11月8日木曜日の午前9時半から開催させていただきます。正式な通知につきましても、10月3日付で送付済みでございます。

また、第4回委員会につきましては、12月12日水曜日の午後から開催させていただきます。正式な通知につきましては後日、送付いたします。

最後に、お手元のフラットファイルの資料でございますが、お持ちかえりいただいても結構ですが、そのまま置いていかれても結構です。置いていかれた資料は、次回委員会まで事務局でお預かりさせていただきます。事務局からは以上です。

○永藤委員長

ただいま事務局からの説明に何かご質問ございますでしょうか、よろしいですか。それでは、無ければ、以上で議事を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

○事務局 技術管理室 青木主任専門指導員

ありがとうございました。朝早くから大変長い時間にわたりまして、ご審議いただきまして大変ありがとうございました。

それでは本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。